

守谷市教育委員会定例会 令和5年3月

1 日 時 令和5年3月24日（金） 午後3時00分～午後3時48分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良
教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸穂
教育部参事 奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 大場 邦宏
給食センター長 坂 登司男
中央図書館長 平塚 恒子

6 傍聴人 なし

1 開会宣言 教育長	午後3時 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名 教育長	会議録署名人に椎名委員を指名する。
3 議決事項 教育長	議案第17号「令和5年度（令和4年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施している点検評価の、来年度の実施方針を決定していただくものです。目的や実施方法は、昨年度と大きく変わりませんが、令和4年度から教育大綱が改定され、教育体系も第

	<p>3次総合計画に基づいた形となりましたので、点検評価項目は、これに対応する形に大きく変えております。</p> <p>具体的には、これまで学校教育と社会教育とに分けた上で、さらに部署ごとの括りで前年度の重点事業の評価をしてましたが、今後は部署の括りでなく、「教育改革の推進」と「生涯学習の推進」という二つの施策別重点事業を抽出して評価を行っていきます。</p> <p>また、今年度同様、感染症対策として、今年度に実施した内容も列挙していく予定となっています。</p>
意見・質疑等	なし
教育長	議案第17号「令和5年度（令和4年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第18号「守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の制定について」説明を求める。
学校教育課長	<p>本案は、中学校部活動等として、各種大会に出場するための経費を補助する事業について、要綱が整備されていませんでしたので、今回、交付に当たって必要な事項を定める要綱を制定し、統一した基準で補助金交付事務を行うものです。</p> <p>第1条は趣旨、第2条は定義で、補助対象となる大会を定義しています。</p> <p>体育活動については、中体連が主催等に関連する関東大会、全国大会としています。予選等を経ることとしているのは、部</p>

活としての活動履歴を重視し、個人的な活動と区分するためです。

また、文化部については、吹奏楽部等の活動を想定しており、県南大会以上のコンクールとしています。

第3条では、補助対象者を参加生徒と引率者とし、第4条では、補助対象経費を旅費、宿泊費、参加費、バス借上げ料、機材運搬費と定め、詳細については、交付基準として定めています。

第5条から第8条までで、交付申請の方法や概算払、交付請求までの流れを定めています。交付は学校に対して行いますので、交付申請者は学校長となり、大会開催14日前までに申請し、教育委員会は内容を審査の上、交付の可否及び金額を決定。学校は大会終了後に領収書等を添付して実績報告と交付請求を行い、これを受け、市から交付対象となった補助金が学校指定の口座に振り込まれるという流れです。概算払で先に補助金が交付された学校においては、請求額より実績額が少なかった場合は、余剰金を返還し精算することとしています。

第9条については、交付決定の取消となっています。こちらは、虚偽と不正な補助金交付の際は返還を求めますが、大会が何らかの外的要因により直前で中止になるなどし、キャンセル料が発生するような場合は、交付決定金額を全額取消しするのではなく、中止になることで発生した経費は支払うこととします。

議案書5ページ以降は各種様式となっています。申請書、実績報告書と共に、2枚目は対象経費の区分ごとに経費を分割して記載してもらう形としています。

補助金交付基準の、2番（1）で定める交付対象となる生徒人数ですが、基本は大会要項に記載された人数となりますが、まれに上限人数が記載されていない場合が

	<p>あるため、他自治体事例を参考に、人数を規定しました。</p> <p>(2) の引率者数についても同様です。</p> <p>(3) の対象外経費については、これまでも対象外としてきた経費を明記しています。</p> <p>(4) のその他につきましては、これまで学校側と調整することの多かった内容について明記しています。</p> <p>地方自治体の会計では、立替払が禁止されているため、基本的に前払で経費を支出し、実施後精算という流れがこれまでの流れとなっていました。</p> <p>この方法だと、大会開催の直前に申請が行われた場合、出納部局との調整が大変な場合があったため、今回は実績払方式に変えることで、十分な内容審査期間を持つことができるようになります。</p>
椎名委員	<p>関東大会は大体 8 月 8 日から 10 日、全中、全国中学校体育大会が 8 月 20 日で、間が 10 日しかないので、14 日前までに申請が間に合わないのではないか。</p> <p>また、交付対象者の範囲について、次の競技は以下のとおりとするということで、バスケットボールは、ユニフォーム着てベンチに座れるのは通常 15 人だが、なぜ 10 人としたのか。</p>
学校教育課長	<p>8 月の大会については、勝ち進まないと次に行けるかという点があるので、申請期限は検討したいと考えています。</p> <p>次にバスケットボールの人数ですが、ほとんどが大会要項に記載されていますので、この要綱の人数を準用することはあまりないとは思います。大会要項に規定されていない場合に、インターネットや他自治体の事例等を調査した結果、10 人とする自治体が複数見られたので、要綱で盛り込みましたが、15 人がベンチ入り可能とい</p>

	<p>うことは考慮していません。</p>
椎名委員	<p>昨年の全国中学校体育大会の関東大会の要項では、学校責任者1、ベンチに座るコーチ1、アシスタントコーチ1、マネージャー1、選手15、計19人がベンチ入りしている。大会要項に沿っているので、人数を15人にはすれば、全中、関東に進む中学校が助かると思うので、検討をお願いしたい。</p>
学校教育課長	<p>大会要項に記載されている人数は交付の対象です。</p> <p>ただ、要項に記載されていない場合の適正な人数については考えていきたいと思います。</p>
寺田委員	<p>交付申請が14日前までが原則で、勝ち進んで間に合わない場合は例外的に認めることであれば、ただし書で明記すればよい。</p>
教育長	<p>ただ今の意見を踏まえ、申請期限や人数等に対応できるよう、ただし書などを盛り込むということで採決します。</p> <p>議案第18号「守谷市立中学校部活動等各種大会参加補助金交付要綱の制定について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第19号「守谷市通学区域審議会の設置及び委員の構成について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、通学区域の適正化を図るために、守谷市通学区域審議会条例に基づき、教育委員会の諮問機関として、令和5年度から守谷市通学区域審議会を設置するこ</p>

と、またその構成員について議決を求めるものです。

通学区域審議会委員は、条例により、通学区域の適正化を図ることを目的に設置され、20人以内で構成される審議会です。任期は諮問案件の審議終了までです。

今回の設置目的の一つに、適正配置方針の策定があるため、原則は令和6年度までの2年間で想定しています。

予定している審議内容ですが、黒内小学校の児童数を適正規模で保持するための通学区域などの検討のほか、学校規模適正化を図るための市内全体の通学区域などの検討についての2点となっています。

審議会では両方を進めていくこととなります。が、令和5年度は、まず黒内小学校対策を主に審議し、その後、全体的な方針の審議を行う予定です。

審議会の構成案ですが、構成区分は条例に定められているとおり4区分となっています。小中学校長区分として、全体的な意見を述べていただくための校長会会長及び副会長のほか、黒内小学校対策に関する校長を予定しています。

次のPTA会長区分でも同様の考え方から、守谷市PTA連絡協議会の会長及び副会長のほか、黒内小学校対策を検討する上で、影響が直結するのが小学校であることから、関係小学校の会長に依頼しています。

また、学識経験者の枠ですが、これまでこの審議会では、特定地域や特定学校の通学区域を検討してきましたが、市全体の学校適正配置を検討したことがないことから、つくば市で同様の案件を通学区域審議会委員長として取りまとめた経験のある筑波大学人間学群の教授の方を予定しています。

最後に、その他、教育長が必要と認める者の区分については、令和5年度審議内容

のメインが黒内小学校の対策となることから、地域の方の意向を把握するため、黒内小学校校区となるまちづくり協議会に依頼をかける予定で考えています。

当初は、黒内小学校校区以外にも市内のまちづくり協議会全体の代表者、副代表者への依頼を検討していましたが、担当部署と協議した結果、現在そのような位置づけの方はないということで、まずは守谷B地区、C地区、D地区に声掛けを行い、黒内小学校対策の方針が具体的になり、審議内容のメインが全体の話になってくるタイミングで、この区分のメンバーの交代や追加を改めて相談するということになっています。

今後のスケジュールですが、本日、御承認いただけましたら、正式に各所に依頼を行い、4月初旬には構成員を固め、5月中下旬には第1回審議会を開催し、審議を開催していきたいと考えています。

また、市民アンケートを7月ごろに行い、未就学児、小中学校の保護者、その他、地域の方の意向を把握し、それらを基に対策案を具体化させ、令和6年度から実施できるもの、それ以降の実施となるものなどを9月までには明確にし、準備作業も含めて対策方針を決定していく予定です。

また、黒内小学校の方向性が見えてきた段階で、審議内容を市全体の方針案策定へとシフトし、令和5年度末ごろから方針案を検討し、6年度中に固めていきたいと考えています。

寺田委員

黒内小学校対策をまず決めて、その後は市全体の方針を協議する、委員の構成は、その時点で交代、追加するということですが、交代になった方はこれまでの流れが分かりづらいと思うので、委員の枠が20名あるなら、20名全部選んで、なるべく前段でいろいろな議論が、後の全体的な意向も

	<p>踏まえて検討できるような形で検討してほしい。</p>
学校教育課長	<p>基本的には、交代してしまうと、それまでの審議の流れが分からなくなってしまうので、追加という形でやっていきたいと考えています。ただ、まちづくり協議会から選出される方の意向もありますので、そのタイミングになってから、担当部署も交えて、協議をして交代か追加については決めたいと考えています。</p>
椎名委員	<p>今回の資料の中に、児童生徒の推移があるが、黒内小学校が令和4年度1,062人、ピークになるのが令和11年度1,520人ということになるが、現在、校舎は目一杯で入る余地がないというのが現状なのか。</p>
学校教育課長	<p>これまで御説明してきましたとおり、特別支援学級がかなり増えてしまったということで、余裕教室が今後見込めないような状況に成りつつあります。</p>
河原委員	<p>校長先生方も含めて、議論の中で関係する学校や地域が出てきたら、20名の枠の中で追加の委員さんをお願いして議論に参加してもらうのが妥当だと考える。当面の課題が黒内小学校の教室不足の解消と、将来的な市全体の学区の再編成となると、統廃合まで考えるのは早過ぎるかもしれないが、将来的には必要である。緊急性としては、やはり当面の黒内小学校の教室不足だと思う。</p> <p>先ほど、椎名委員からもあったが、今後の子ども数の推計資料等を基に、学級数等をよく勘案して、教室不足に陥らないように建物で補充するのか、学区で切り抜けるのか、両方使うのかは別として、子どもたちの教室がなくて、特別教室全部潰してし</p>

	まって音楽室も無いとか、そんなことにならないよう、スケジュール管理をしっかりと行っていただきたい。
教育長	議案第19号「守谷市通学区域審議会の設置及び委員の構成について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第20号 「守谷市立図書館等管理運営規則の一部改正について」説明を求める
中央図書館長	<p>本案は、利用者の利便性を向上させるため、雑誌資料における貸出冊数の制限を撤廃するとともに、施設利用において定期利用者が申請書の提出を省略できるよう、規則の一部を改正するものです。</p> <p>現行、個人貸出しにおいて、雑誌は2週間以内、2点以内の貸出点数、配送等貸出しにおいては、1か月以内、2点以内となっているものを個人貸出し、配送貸出しにおいて、雑誌の貸出点数制限をなくすものです。</p> <p>参考資料を添えていますが、雑誌資料の貸出冊数については、たびたび利用者から冊数制限の緩和要望が上がっていたこと、現行の貸出冊数2冊というのは、県内の図書館の中でも最低ラインであること。また、雑誌の所蔵タイトルが、開館当時の180種から320種へと2倍近くに充実し、制限を撤廃しても十分な量を提供できる体制が整ったことから判断しました。</p> <p>また、施設利用の手続は、定期利用者については、定期利用計画書を提出することで申請書の提出に代えている現状を、より明確に規則で定めるために、第4項を設けて改正するということです。</p>
意見・質疑等	なし

	<p>教育長</p> <p>議案第20号 「守谷市立図書館等管理運営規則の一部改正について」採決する。</p>
	<p>採決結果</p> <p>全員賛成可決</p>
4 報告事項	
	<p>教育長</p> <p>報告第1号 「令和5年守谷市議会3月定例月議会について(教育委員会所管分)」について報告を求める。</p>
	<p>教育部長</p> <p>令和5年3月の定例月議会に上程しました教育委員会所管分の議案等の採決結果について報告します。</p> <p>初めに、議案第18号「守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、中央公民館のさらなる利便性の向上のため、ホール使用料の返還申出期限の前倒しなどを行う改正であることを説明し、全議員から同意をいただきました。</p> <p>次に、議案第19号「一般会計補正予算(第9号)」については、2月の教育委員会定例会で承認いただいた内容と変更なく、要求額は全て承認されました。債務負担行為補正の「中学校部活動管理運営業務委託」「地域指導者養成・活用業務委託」は、年度内に契約する必要があること、また繰越明許費補正の「高野小学校給水ポンプ交換工事」、「郷州公民館の改修事業」は、年度内での完了が見込めないための補正で、委員から休日の中学校部活動管理運営業務委託の補助金について質疑があり、県からの補助金であり、申請予定と回答しました。</p> <p>歳入については、放課後子ども教室開催中止に伴う保護者負担金や国・県補助金の減額、学校給食センター改築事業及びGIGAスクール運営支援センター整備事業に係る国からの交付額決定に伴う増額補</p>

正です。

次に、歳出については、学習支援ティーチャー及び総合教育支援センター職員の「職員手当」、小学校、中学校の「タブレット購入費」「愛宕中学校屋内運動場改修事業」「子ども教室事業」の減額補正を要求し、全会一致で承認されました。

次に、報告第1号の3番、議案第24号「令和5年度一般会計予算」については、2月の定例教育委員会で提案した要求額と変更なく承認されました。令和5年度の教育委員会所管の予算総額は46億7,868万3,000円、令和4年度当初予算と比較して1億4,460万円、率にして3.2%の増です。

続きまして、市政に対する一般質問になります。今回は18名中12名の議員から通告があり、そのうち5名から教育委員会に関する質問を受けています。

初めに3番、山田議員からは、中学校入学時に係る物品等の費用についての質問があり、入学に必要な物品や購入費用などを説明しました。

議員からは、生活保護世帯や準要保護世帯に対する補助制度を廃止し、対象を全世帯に広げ、入学時に必要となる費用を全世帯へ支給する制度導入の提案がなされ、市長からは、そもそも制服の意義などを今後考えていきたいと回答をしています。

次に、6番の高梨恭子議員から、郷州公民館の改修工事について、改修工事の内容と期間、それから休館中の本の貸出しや返却方法の他、公民館サービスについて質問がありました。この質問に対して令和6年10月のリニューアルオープンに向け、エレベーター新設などの工事内容と、工事期間が令和5年9月から1年間になること、週4日本の受渡しや返却を郷州小学校内の元気サロン・みづき野で行うこと、公民館で休止となるサービスは、早めに市民に

周知していくとお答えしました。

次に、7番の首藤議員から、新型コロナウイルスの5類への引下げ以降、ウイズコロナ対応として、幼稚園や保育園、小中学校の生活は、どのように変化していくのか、見通しなどを聞きたいとの質問がありました。

この質問に対しては、学校生活においては、学級閉鎖の基準を見直し、また給食時の黙食、入学式などの学校行事においては参加者制限をなくすとともに、1人1台端末を活用したオンライン学習や学校間交流などは継続するなど「ニューノーマルの視点」で対応していくと回答しております。

続きまして、10番、小菅議員からは、芸術文化に対する市の考え方と、発表場所の確保の2点について質問がありました。

芸術文化への具体的な方策については、文化協会等の関係団体と連携を図り、その活動を支援すること。多くの市民に芸術文化に触れていただけるよう、指定管理者とも連携し、各種関連事業やイベント事業等のさらなる充実を図っていくと回答しました。市民が創作活動や音楽などの発表ができる場については、現状で活用できる場所を紹介しました。

さらに議員から、美術館や郷土資料館、音楽ホール等の文化施設に関して市の考え方をお聞きしたいとの問い合わせがありました。これについては、芸術文化活動を振興する上で、有効な施設であるが、新たに、施設を建設するには、用地の確保や建設に係る費用、その後の人件費や修繕などの維持管理に多額の費用が掛かるため、既存の施設を活用していただきたいと回答しています。

最後に、11番の渡辺秀一議員から、常総運動公園の市有化についての質問に関して、市内の運動施設や常総運動公園施設

	<p>の利用状況、市民ニーズについての質問があり、市内の運動施設は非常に稼働率が高く、充足とはいひ難い状況にあると回答しています。</p> <p>なお、常総運動公園の市有化については、運動公園は4市で運営しており、財産権の問題や費用負担の問題などがあり、実現は難しいと企画課から回答がありました。</p> <p>次に、報告第1号の4番として受理番号第1号「守谷市民文化会館建設に関する請願」が今回の議会に上程されました。</p> <p>これについては、教育委員会の業務に関連するため、審議の結果について報告します。</p> <p>請願の趣旨は、約1,000人規模の集客力のある市民文化会館の建設を求めるというもので、約1万2,000人の署名が寄せられたものとなっています。3月9日に開催された総務教育常任委員会では、参考人として請願者出席の下、審議が行われ、委員会では請願の趣旨は十分理解できるとして、賛成多数で趣旨採択され、本会議においても、同様の採択がされました。</p> <p>最後に、副市長の選任についての議案が追加で上程され、全会一致で同意がされています。名前が宮坂広志氏、現在57歳、国土交通省の職員で、割愛退職により令和5年4月1日から4年間、副市長へ就任することについて全会一致で同意がされました。</p>
質疑・意見等	なし
教育長	報告第2号「守谷市部活動の運営方針の改訂について」報告を求める。
学校教育課長	昨年12月に県教育委員会から、改訂した茨城県部活動の運営方針を踏まえ、令和

5年3月1日を目指として、市町村としての部活動方針を改訂すること。また、これを学校に周知し、学校はこの内容を踏まえて4月1日の運用を目指し、学校の部活動に係る活動方針を改訂し、その内容を公開するよう通知されたことを受け、改訂したものです。

内容は、県から示された改訂方針について、市教育委員会が主体となるよう文書を若干変更した形となっています。学校は、こちらをベースに守谷型カリキュラムマネジメントの内容を若干詳細に追加するなどとして、内容は市教育委員会及び学校とともに、県方針に準じたものとなっています。

県から今回示された改訂のポイントは、適切な休養を確保するための活動時間管理を徹底する。適切な運営のための体制整備、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備、学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築の4つとなっていますが、特に今回の大きなポイントは、スポーツ医学的な見地から、子どもたちに十分な休息を取りさせるとともに、学校の働き方改革と部活動の地域移行を進めていくための活動時間の順守という点にあります。このために活動時間に厳格な上限を設定し、朝練は原則禁止、土日に連続した活動があった場合は、休日に振替休養日を取ること。これに伴い参加する大会を見直すこと。そして、活動時間順守のため、活動計画と活動実績をホームページで公表し、教育委員会がこれをチェックするということになっています。

市では既に守谷型カリキュラムマネジメントを進めていたところから、活動時間制限などの条件に特に大きな影響はありませんでしたが、土日の活動の振替えが休日しか取れないという縛りから、参加する大会も絞らざるを得なくなっていく状況

	です。
椎名委員	中学校の長い伝統というか、土曜日に大会があっても、部活動手当の方が高いからと校長たちは週休日の振替えをせずに連続勤務させている実態がずっとあった。土曜日の部活は勤務であるので、しっかり交代で休ませるように、強い指導で校長たちが週休日の振替えするようによろしくお願いしたい。
河原委員	守谷型カリキュラムマネジメントの時間設定に合わせて、部活動の活動時間が今年から始まったと思いますけれども、それとの整合性はうまく取れているのか。 また、実際に今年1年間実施してみて、学校から何か不都合などがあったり、今回の改訂で役に立つような実績や課題は、幾つか出てきているのか。
学校教育課長	時間に関しては、守谷型カリキュラムマネジメントで設定されていた時間と、今回県から示された時間が全く合致していますので、特に制限等はありません。
奈幡参事	守谷型カリキュラムマネジメントで今年行ってきた部活動改革そのものが、50分枠で平日100分。チャレンジシーズンでも120分。ですから、もともと今回の時間枠には収まっています。 それから、非常に大きな成果というのが、昨年度、時間外勤務が最も長かった6月、10月について、15時間から20時間減できました。また2月末現在、年を通して一月当たりの時間外勤務の削減平均時間が、約12時間とのことです。非常に良い結果が出ています。部活をやりながら、特にスタンダードシーズンは、ガイドラインで示される45時間に近いところまで来ており、極めて良い結果が出ている

		状況です。
河原委員		<p>今年度実施した守谷型カリキュラムマネジメントに合わせた時間設定を今回の改訂した運営方針に、合わせて示した方が、学校は混乱がないのでは、精査をお願いしたい。既に守谷でやっているものがあり、きちんとしたものができているのであれば、県方針をコピーして出す必要はないと思うので、すり合わせて学校に示していただきたい。</p> <p>また、奈幡参事から、実際に守谷の部活動がその時間設定をきちんと守って行われてきたという報告があったが、来年度も各部活動でその方針を守っていけるよう指導をお願いしたい。さらに、休日の先生方の勤務の振替えの再指導をお願いしたい。</p>
5 閉会宣言	教育長	<p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none">・日時 令和5年4月25日（火曜日） 午後1時30分～・場所 全員協議会室 午後3時48分閉会を宣言

会議録署名人	
--------	--